

**令和元年度ロボット導入加速化支援事業
支援先企業募集要項（随時募集）**

1 目的

ロボット導入牽引役となる高度人材（ロボット導入支援アドバイザー）を派遣し、ロボット導入を検討する企業に対し、ロボットシステム構築のための要求仕様の明確化等に係る支援を行うことで、県内製造業へのロボット導入を加速化し、機運醸成を図る。

2 応募資格要件等について

（1）応募資格要件

応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 県内に事業を遂行する事業所を有していること。
- ② 製造業に属する事業を主たる事業として営んでいること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ④ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ⑦ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから 3 年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑧ 労働保険料を滞納している事業主でないこと（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
- ⑨ 支給申請日の前日から過去 1 年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
- ⑪ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑫ 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること

- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 申込内容に虚偽があった場合
- ③ その他不正行為があった場合

(3) 募集企業数

10社

3 支援内容

(1) ロボット導入企業の要求仕様の明確化支援

ロボット導入を検討する企業に対し、ロボットシステム構築のための要求仕様の明確化等に係る支援を行う。

(2) 企業への提供物

- ① 最適なロボットシステムの装置構成図。(詳細設計は含まない)
- ② 主要機器選定と装置概算見積もり。(予算規模を示すもの)
- ③ その他予算の範囲内で有効と思われるもの。

(3) 支援期間

令和元年6月から令和2年2月末まで。支援開始日は、県及び支援事業者と協議し決定する。

(4) 1社あたりの支援に有する期間

45日～60日間

(5) 支援事業者(ロボット導入支援アドバイザー)

ロボコム株式会社 代表取締役 天野 眞也(東京都港区新橋5丁目35番地10号 新橋アネックス2F)

4 費用

1社 150,000円(ロボット導入支援アドバイザーは60万円相当の支援を行う。そのうち15万円を企業が負担し、残り45万円を県が負担するもの。)

5 応募方法

(1) 申込手続

応募申込書に必要事項を記入のうえ、「8 応募先・問い合わせ先」に記載された担当あてに、電子メール、郵送又は持参して提出する。いずれの場合も下記応募締切まで必着とする。

(2) 応募の受付と締切

応募は随時受付、随時審査を行い、採択が合計 10 社になり次第終了とする。

最終締切は令和元年 12 月 23 日（月）まで。

*採択状況は県のホームページを参照、または「8 応募先・問い合わせ先」に記載された担当あてに問い合わせること。

(3) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第 1 号）
- ② 申込み企業の概要がわかる資料（企業案内パンフレット等）

6 支援先企業の決定通知等

提出のあった応募申込書をもとに以下の基準に基づき審査を行い、選考後速やかに、応募者全員に選考結果を通知する。

なお、選考の経過、結果についての問い合わせには応じない。また、応募件数が予定に満たない場合でも、審査により不採択となる場合がある。

(1) 審査基準

- ① ロボット導入による効果が期待できるもの
 - ② 本事業による支援後、提案内容を実施する可能性が高いこと
 - ③ 本事業による支援後、装置の製作を県内事業者へ発注する意思があること
- *本事業による支援内容を事例として公表可能であることを加点要因とする。
*審査するにあたり、問い合わせ及び関係資料を求めることがある。

7 その他の留意事項

- (1) 支援開始にあたり支援を受ける企業は、支援事業者と機密保持契約（NDA）を締結する。
- (2) 本事業による支援は予算（60 万円相当）の範囲内とし、支援事業者と協議のうえ、事前に内容を明らかにする。
- (3) 本事業による支援日程は、支援事業者と協議のうえ、決定する。なお、円滑な事業推進のため、県から調整を依頼することがある。
- (4) 支援内容や日程等が変更になる場合は、事前に協議する。
- (5) 支援中は、支援事業者から設置環境等についての情報の提出を依頼することがある。

8 応募先・問い合わせ先

山形県商工労働部工業戦略技術振興課

ものづくり振興担当

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL:023-630-2358 FAX:023-630-2695

電子メール : ykogyo@pref.yamagata.jp